

○ 財務省告示第三十号
平成二十六年一月九日より告示行し、
二月六日付規則（平成十一年大蔵省
短期証券（第四百二十一回））に依る。
件等を次のように定む。

二 一 条 二 令
件 号 名 称 及び 記

の法發行の項及び根拠そ拠

法律計四資政金法（昭和二十一年六月六日付規則（平成十一年大蔵省
短期証券（第四百二十一回））に依る。）

用振替法の適

四 発行方法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札発によ下競争は受けけるも日本銀行の
も加、「と行の者財同一発行格付に付けるも日本銀行の
にご務時といよと大にい（以下「札」）の競争て行とし
るに臣行。発応がわく行募各れ及「札」の競争て行とし
へ限國るび価「れ」の以度債入価格とる。その規定

下額市札格競い入の法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
 千 八 四 六 五	 萬 千 千 万 兆	 円 二 九 千 三	 千 百 十 四 千
 円 円 七 百 二	 億 円 四 九	 千 千 九 三	 百 三 十 八
 百 億 二 千 一	 十 一 七	 億 三 百 八	 萬 千
 万 十			
額 万 額	面 円 面	金 金	額 万 額
面 額	面 額	金 額	面 額
円 で	円 で	金 額	円 額
億 四	億 五	兆 兆	百 五
円 四	円 九	千 三	十 三
千 九	千 三	百 三	千 三
百 三	百 八	億 三	百 三
十 二	十 八	億 二	百 二
一 一	一 七	億 一	十 一
万 千		億 八	
十		千	
各 当 も 各	各 当 も 各	各 当 も 各	各 当 も 各
申 限 国 て の 申	申 限 国 て の 申	申 限 国 て の 申	申 限 国 て の 申
の 度 債 る か 返	の 度 債 る か 返	の 度 債 る か 返	の 度 債 る か 返
応 額 市 。 ら み	応 額 市 。 ら み	応 額 市 。 ら み	応 額 市 。 ら み
募 の 場 そ の	募 の 場 そ の	募 の 場 そ の	募 の 場 そ の
額 範 特 の う	額 範 特 の う	額 範 特 の う	額 範 特 の う
を 圏 別 応 ち	を 圏 别 応 ち	を 圏 别 応 ち	を 圏 别 応 ち
割 内 参 応 ち	割 内 参 応 ち	割 内 参 応 ち	割 内 参 応 ち
り に 加 募 応	り に 加 募 応	り に 加 募 応	り に 加 募 応
当 お 者 を 価	当 お 者 を 価	当 お 者 を 価	当 お 者 を 価
て い ご 順 格	て い ご 順 格	て い ご 順 格	て い ご 順 格
る て と 次 の	る て と 次 の	る て と 次 の	る て と 次 の
。 各 の 割 高	。 各 の 割 高	。 各 の 割 高	。 各 の 割 高
申 応 り い 非			

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 債 競	・ 札 格 第 參 市	價 競 價	札 格 行 競 價	
平 成 二 十 六 年 一 月 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 四 つ 。 そ が 月 の 銀 七 百 円 業 業 日 に	額 償 金 額 と 、 支 き は と 、 年 、 に う 、 月 、 き の 銀 七 翌 休 業 業 日 に	償 行 入 債 ・ 札 格 期 限 競 價 I 加 場	當 た 成 し と 六 年 四 月 七 日 加 場	平 面 還 金 額 を 百 円 に う 、 期 四 つ 。 そ が 月 の 銀 七 百 円 業 業 日 に	十 額 八 面 錢 金 募 錢 金 五 額 厘 百 圓 毛 に 毛 に つ 上 き 九 の 九 そ 十 れ 九 ぞ 円 れ 九	額 八 面 八 面 錢 金 五 額 厘 百 圓 毛 に 毛 に 以 つ 上 き 九 の 九 そ 十 れ 九 ぞ 円 れ 九	十 額 八 面 錢 金 募 錢 金 五 額 厘 百 圓 毛 に 毛 に 以 つ 上 き 九 の 九 そ 十 れ 九 ぞ 円 れ 九
額の記定による最も低い額の振替も、口座の金簿と並んで記録される。									